

令和3年度三重支部保険料率について

令和3年1月14日



全国健康保険協会 三重支部
協会けんぽ

令和3年度平均保険料率

1. 平均保険料率

《現状・課題》

- ✓ 協会けんぽの令和元年度決算は、収入が10兆8,697億円、支出が10兆3,298億円、収支差は5,399億円と、収支差は前年度に比べて▲550億円となったものの、準備金残高は3兆3,920億円で給付費等の4.3か月分（法定額は給付費等の1か月分）となった。
- ✓ これは、協会において、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の強化など医療費適正化のための取組を着実に進めてきたことや、中長期的に安定した財政運営を行う観点から、平均保険料率10%を維持してきたことなどによるものである。
- ✓ 一方、協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、以下の観点などから、今後も予断を許さない状況にある。
 - ・高齢化の進展により、高齢者に係る医療費が今後も増大する見込みであり、特に、令和4年度以降、後期高齢者が急増するため、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること。
 - ・平成29年度半ば頃から被保険者数の伸びが急激に鈍化しており、賃金の動向も不透明であること。
 - ・高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載が増加していくと見込まれること。
- ✓ 加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済情勢の悪化により、令和2年4月～9月にかけて被保険者数の伸びが急激に鈍化するとともに、令和2年10月30日時点で約1,594.7億円の保険料の納付猶予が発生するなど、保険料収入の減少等が見込まれる状況にある。
- ✓ また、医療機関への受診抑制により、加入者一人当たり医療給付費（稼働日数調整後）が対前年同月比で、令和2年4月から7月までマイナスとなっていたのが、8月は+0.3%、10月は-1.6%となっている。
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から、新型コロナウイルス感染症の影響も含めた、5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーションを行ったところ、平均保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならぬ見通しとなっている。

令和3年度平均保険料率に関する論点

1. 平均保険料率

【論点】

- 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和3年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」

2. 保険料率の変更時期

≪現状・課題≫

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

【論点】

- 令和3年度保険料率の変更時期について、令和3年4月納付分（3月分）からでよいか。

三重支部評議会における意見内容（令和2年11月提出）

評議員からの主な意見

1. 令和3年度の平均保険料率について

- 雇用情勢の悪化により有効求人倍率が下落しており、8月末時点では1.01倍となっている。加えて標準報酬月額減少、保険料の納付猶予の申請が増える可能性があり、また、協会の医療費の伸びが賃金の伸びを上回る協会の赤字構造が変わらない状況や、賃金の伸びが期待できない状況等を鑑みると、先行きが見通せない状況はしばらく続くと考えられる。このような状況を前提とした場合、当面の間は平均保険料率を引き下げるのではなく、最低でも10%維持をしていくということが、現時点では妥当な判断ではないかと考える。
- リーマンショックは金融危機による経済情勢の悪化であったので、新型コロナウイルス感染症とは質が違うと感じる。雇用者数や給与が減少するといった状況は同様であるが、医療給付費の減少など想定しない事態であり、誰も経験したことがない状況である。
- これから病院に通う状況も多少は変わると思うが、どう変わるかは予測できないので、現段階で新型コロナウイルス感染症の影響を織り込んで収支を見通すことは難しいのではないかと感じる。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、医療機関への受診控えにより医療給付費が減少しているが、今後、新型コロナウイルス感染症の治療等に係る費用で医療費の伸びが増加するのではないかと。季節型インフルエンザが流行することで医療費が増加するように、新型コロナウイルスの感染状況が長引くことにより医療費が増大となることを懸念する。
- 今後の動向を冷静に見て判断する必要があるため、保険料率10%を維持することが現時点では妥当であると考えます。今後の不透明な経済情勢や医療費の動向に加え、消費税率引き上げにより負担が増していることなどを踏まえると、協会けんぽの赤字構造が解消されていない現状では10%維持が妥当である。

2. 保険料率の変更時期について

- 4月納付分（3月分）から変更することについて、特段の異論はなかった。

令和3年度保険料率について(支部評議会における主な意見)

令和2年10月から11月に開催した各支部の評議会での意見については、理事長の現時点における考え(新型コロナウイルス感染症拡大による協会財政に対する影響はあると考えられるが、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと)を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととしている。

意見の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

意見の提出なし	6支部 (13支部)	※()は去年の支部数
意見の提出あり	41支部 (34支部)	
① 平均保険料率10%を維持するべきという支部	31支部 (21支部)	
② ①と③の両方の意見のある支部	5支部 (7支部)	
③ 引き下げるべきという支部	2支部 (2支部)	
④ その他(平均保険料率に対しての明確な意見なし)	3支部 (4支部)	

※ 保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はほぼなし。

1. 平均保険料率

- コロナ禍という状況であるが、高齢化の進行、現役世代の減少という構造的な課題は変わっていない。健全な財政基盤を確保していくことが基本であり、10%維持に賛成である。一方で準備金残高が積みあがっており、これまで以上に丁寧な説明が必要である。
- 新型コロナウイルス感染症で先行き不透明であり、景気回復には時間がかかることが見込まれる。今後、数年は厳しい財政状況になることが見込まれるため、令和3年度の保険料率を10%維持することが適当であると考え。なお、協会けんぽには、国庫補助率を上限20%に引き上げるよう国へ強く要望していただきたい。
- 評議会の意見の中でコロナの影響で一時的に保険料率を下げてはどうかという意見も見受けられたが、保険料の納付猶予で対応されていると考える。コロナで先行き不透明な中で、保険料率を変更することはリスクが高いと考える。
- 現状の保険料率の維持を支持したい。多くの支部で現状の10%維持を支持していると思われる。新型コロナの影響が今後さらにでてくると考えると将来的な引き上げ幅を緩和するという効果を視野に入れて10%維持を支持したい。一方で、事務局が出された資料の準備金の予測値と実際の値と乖離が出た場合は、しっかりと検証し、次年度に還元するなど新たな対応を議論する必要があるのではないか。
- 現状の10%維持に賛成である。資料から保険の財政が赤字構造であることが読み取れるため、コロナの影響で保険料収入が増加しない中、赤字構造を改善するには支出を減らす必要がある。マイナンバーカード等を活用して、医療費削減につながる提言を国に対して行ってほしい。
- 保険料を10%に据え置くことはコロナ禍で苦しんでいる事業主や従業員の理解を得ることは難しい。コロナ禍の中で、保険料の引き下げや国庫負担の増額に言及した支部評議会の意見も多くあるため、本部としても十分にこの内容を検証して運営委員会に来年度の保険料率に係る議論を諮るべきである。保険者として収支の均衡のみを見るのではなく、加入者の持続的な発展につながるような、加入者への支援策を積極的に国へ要望していただきたい。

2. 保険料率の変更時期

- 令和3年4月納付分から変更するということについて、特段の異論はなし。

令和2年12月18日開催の運営委員会における令和3年度保険料率に関する議論の概要

【委員の主な意見】

- 現状の保険料率の維持を支持したい。苦しい状況であるが、多くの支部で現状の10%維持で支持しているのではないかと考えている。また、次年度以降も新型コロナウイルスの影響が出る可能性を考えると、将来的な引き上げ幅を緩和するという視野は非常に大事だと考える。
一方で、現在は、事務局が出された資料の法定準備金の予測値に基づき議論しており、今後の法定準備金が予測値よりも積みあがった場合には、次年度に還元するなどの対応や加入者に対する丁寧な説明が必要になってくると考える。最後に、保険制度の趣旨は、将来の不確実性に対する備えということがある。一定程度の準備金を有することは制度の趣旨に反するものではないと考えている。
- 令和3年度の保険料率について10%の維持に賛成である。また、国庫補助率を引き上げるために国へ要望していただきたい。保険料率の変更時期については事務局提案に異論はない。
- 新型コロナ感染拡大の影響を考えると、保険料率の変更は困難であると考えるため、2021年度の保険料率は現行を維持するべきである。
- 協会けんぽの令和2年度の収支見込は、去年、保険料率を議論した際の見込の数値よりも上回っている。全国の中小企業からは、新型コロナウイルス感染拡大の苦境の中、少しでも社会保険料等の負担を軽減してほしいとの声が届いている。令和3年度の保険料率について10%を維持することは、コロナ禍で苦境にあえぐ事業主や従業員の理解を得るのは難しいと考える。
また、国庫補助率を上限の20%に引き上げるよう国へ強く要望していただき、財政基盤を強化して欲しい。コロナ禍で苦しんでいる事業主や従業員への支援策を今まで以上に行っていただきたい。

- コロナ禍で経営が悪化している中小企業が増加している。しかし、このような状況であるが、持続可能性の観点から現状の保険料率を維持するべきだと考える。一方で、支出を減らすことが重要になってくると考えるので、支出の抑制につながる政策提言を引き続きお願いしたい。
- 2021年度の保険料率は現行を維持するべきである。中小企業からの視点では引き下げていただきたいという気持ちは強くある。しかし、コロナ禍で先行きが不透明であり、現状として10%の維持が妥当であると考える。
- 保険料率は現行を維持するべきである。一方で、コロナ禍で保険料率を維持することになると、これまで以上に加入者に丁寧な説明が必要になる。また、保険者機能強化に向けてさらなる取り組みをお願いしたい。

【委員長によるとりまとめ】

令和3年度保険料率について、各委員からご意見をいただき、運営委員会全体としては、10%維持の意見であったとまとめられる。また、保険料率の変更時期については、事務局の提案に対して、特段の異論はなかった。

事務局は、このことを踏まえて、都道府県単位保険料率の決定に向けて、必要な調整を進めるようにお願いします。

【協会としての対応】

① 平均保険料率について

令和3年度の平均保険料率については、10%を維持する。

② 保険料率の変更時期について

令和3年4月納付分からとする。

(1) 12月18日の運営委員会における5年収支見通しの提示

9月15日の運営委員会において、データを新しくした資料を次回以降の運営委員会に提出するよう委員長から事務局に対して指示があった。

このことから、

- ① 9月に作成したリーマンショック時の協会けんぽの適用情報の動向と直近の保険給付費の動向を基にした試算に加え、
- ② 協会けんぽの直近の被保険者数、賃金の伸び率が令和3年度まで続いたとした場合の試算を12月18日の運営委員会でお示した。

(2) 政府予算案を踏まえた収支見込

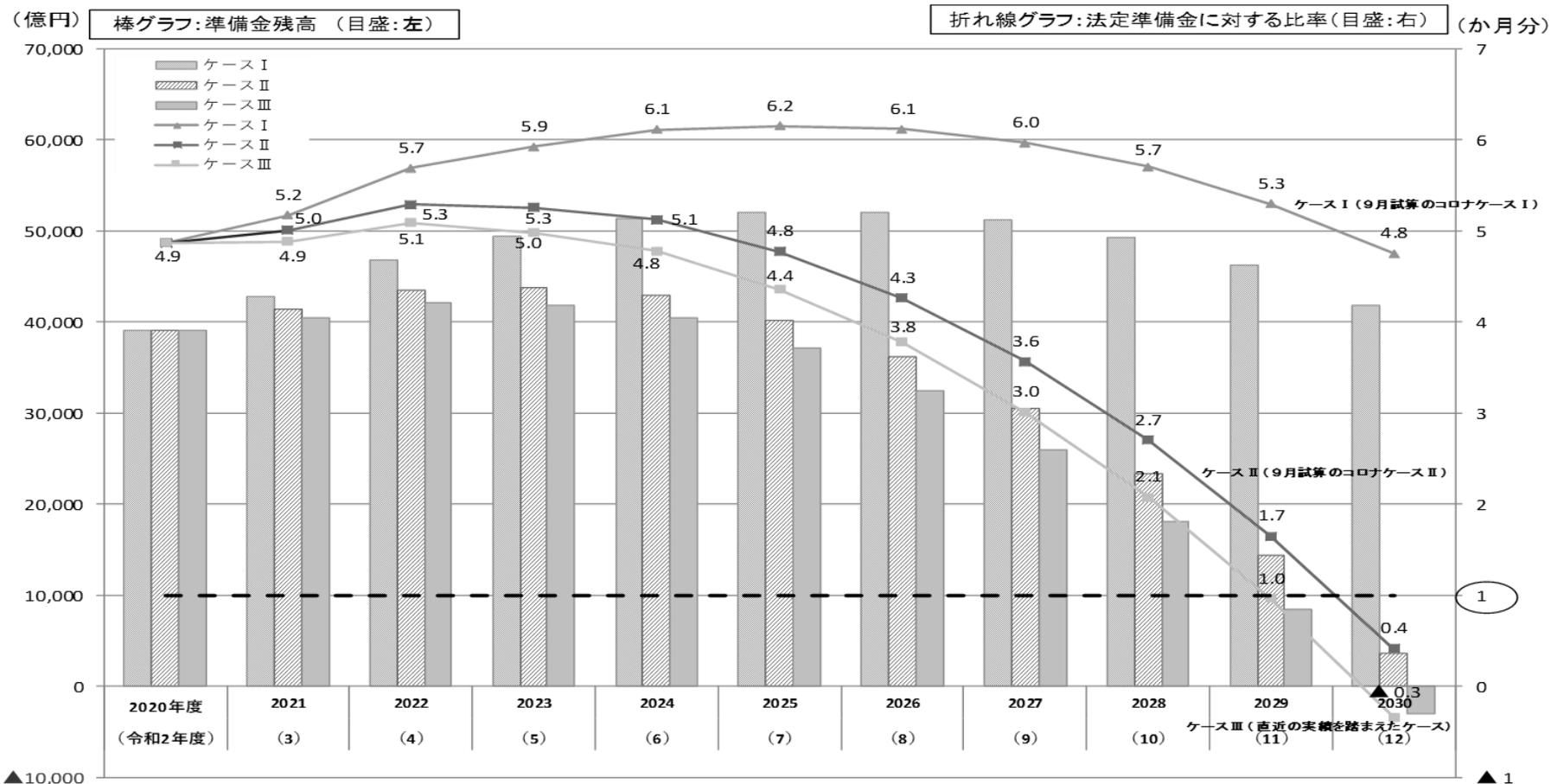
今般、令和3年度の政府予算案が12月21日（月）に閣議決定されたことから、新たに、この政府予算案を踏まえた3年度の収支見込を作成した。この政府予算案には、協会けんぽへの国庫補助額が示されており、この額の算定の基となった保険給付費等の計数に基づいて都道府県単位保険料率を算定する必要がある。

(3) 政府予算案を踏まえた収支見込と運営委員会に提示した5年収支見通しについて

(2)の政府予算案を踏まえた収支見込については、(1)の12月の運営委員会においてお示した試算（以下「12月試算」という。）における前提と比較して、被保険者数や標準報酬月額伸び率について高く見込んでおり、収入が多くなるとともに、医療給付費の伸びについてより高い前提を置いており、支出が多くなっている。

そうしたことから、収支差でみると、12月試算において、3,700億円（ケースⅠ）～1,400億円（ケースⅢ）との見込に対し、政府予算案を踏まえた収支見込は、2,900億円（薬価改定の影響を除けば2,200億円）である。いずれにせよ、12月試算においてお示した見通しと同様に、3年度の収支見込が厳しいと見込まれる方向性が変わるものではないと考えている。

(参考) 来年度以降の10年間(2030年度まで)の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況
(協会けんぽ(医療分)の5年収支見通しの前提によるごく粗い試算)



5年収支見通し(令和2年12月試算)と同様の前提において、今後10年間(2030年度まで)の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。

試算は、以下の3ケースを作成した。

- ・ケースⅠ：令和2年9月試算においてお示したコロナケースⅠの令和2年度の数値のみを置き換え、令和3年度以降の前提は同じとした場合(コロナケースⅠはリーマンショック時の協会けんぽの実績を踏まえて前提を設定したもの)
- ・ケースⅡ：令和2年9月試算においてお示したコロナケースⅡの令和2年度の数値のみを置き換え、令和3年度以降の前提は同じとした場合(コロナケースⅡはリーマンショック時の協会けんぽの実績を踏まえて前提を設定したもの)
- ・ケースⅢ：直近の協会けんぽの実績を踏まえて令和3年度の前提を設定した場合

政府予算案を踏まえた収支見込(令和3年度)の概要について

協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		R1年度	R2年度		R3年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R2年12月) (b)	R2-R1 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R2年12月) (c)	R3-R2 (c-b)	
収入	保険料収入	95,939	94,432	▲ 1,506	98,596	4,163	H24-R2年度保険料率： 10.00% R3年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,113	12,719	606	12,456	▲ 263	
	その他	645	285	▲ 360	237	▲ 48	
	計	108,697	107,437	▲ 1,260	111,289	3,853	
支出	保険給付費	63,668	62,175	▲ 1,494	66,838	4,663	○R3年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R3年度均衡保険料率： 9.70%
	前期高齢者納付金	15,246	15,302	56	15,573	272	
	後期高齢者支援金	20,999	21,320	321	21,492	172	
	退職者給付拠出金	2	1	▲ 1	1	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	0	0	▲ 0	
	その他	3,383	3,430	47	4,497	1,067	
	計	103,298	102,227	▲ 1,071	108,400	6,173	
単年度収支差		5,399	5,209	▲ 189	2,889	▲ 2,320	
準備金残高		33,920	39,129	5,209	42,018	2,889	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

収支見込(令和3年度)の説明

政府予算案を踏まえた令和3年度の収支見込は、平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、収入(総額)が11.1兆円、支出(総額)が10.8兆円と見込まれ、単年度収支差は2,900億円の見込み。

1. 収入の状況

収入(総額)は、令和2年度(直近見込)から3,900億円の増加となる見込み。
主に、「保険料収入」が4,200億円増加したことによるものである。

2. 支出の状況

支出(総額)は、令和2年度(直近見込)から6,200億円の増加となる見込み。

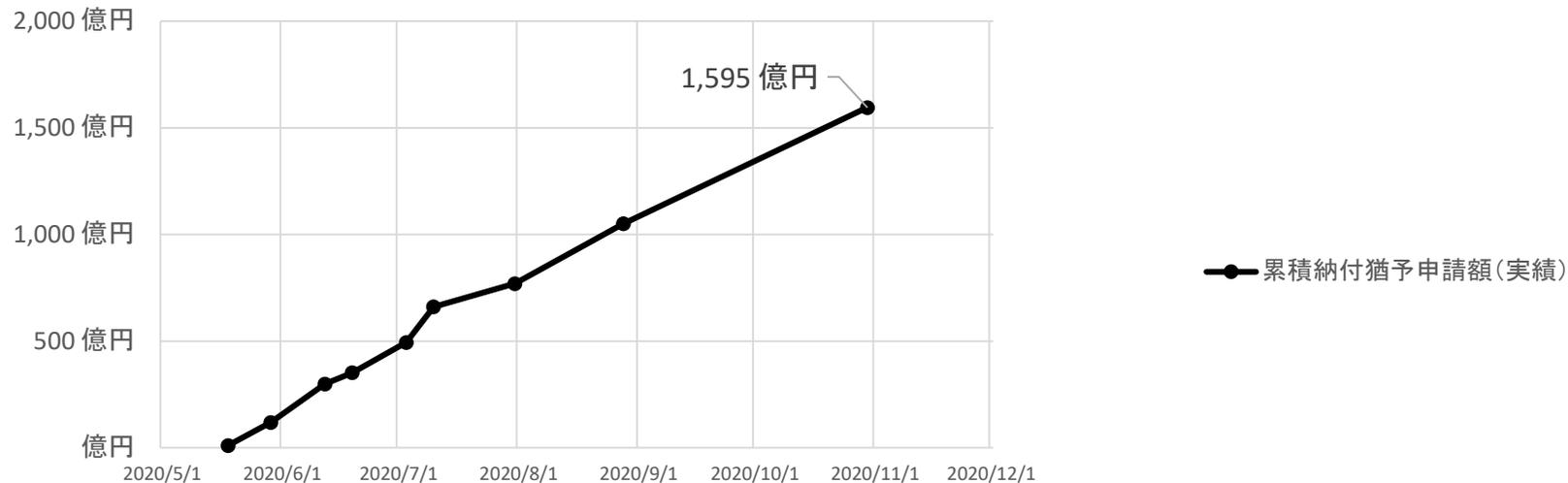
- ① 「保険給付費」について、加入者数と一人当たり給付費の増加により4,700億円増加する見込みであることや、
- ② 「その他」について、令和2年度に交付を受けた保険給付費等国庫補助金について、令和2年度の保険給付費の実績(決算)に基づき精算し、国へ返還する額の増加が見込まれること等が主な要因。

3. 収支差と準備金残高

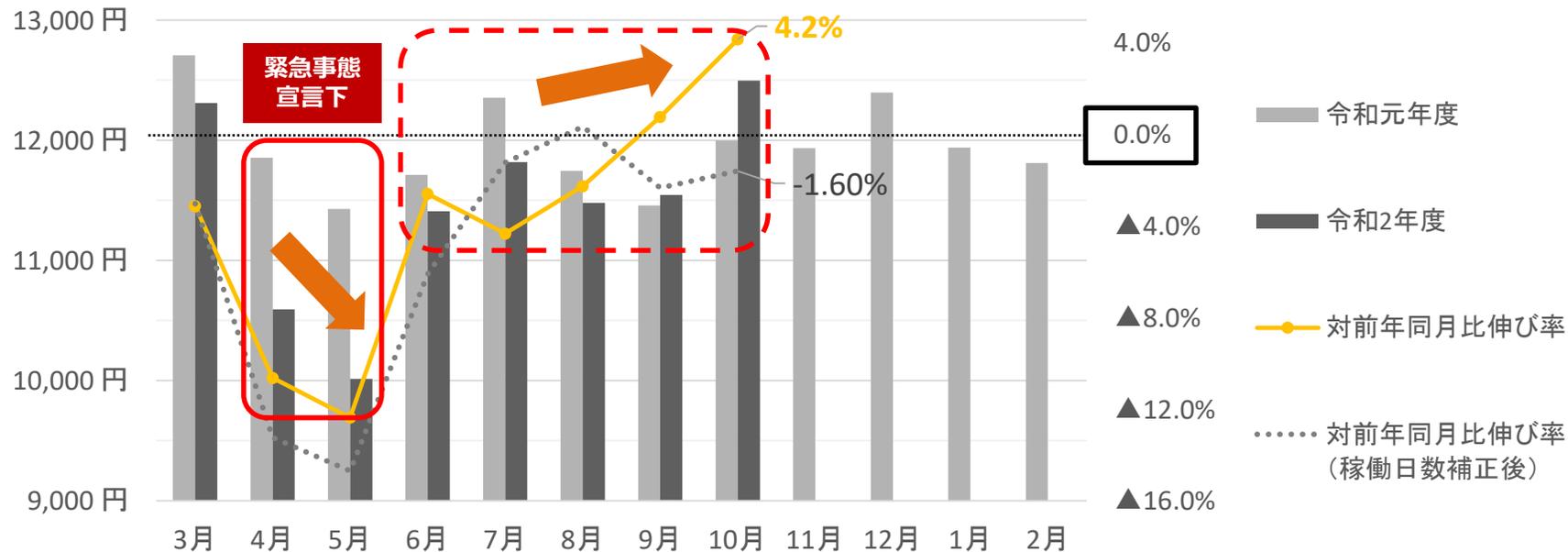
令和3年度の「収支差」は、令和2年度(直近見込)より、2,300億円減少して2,900億円になる見込み。
(収支均衡料率は、9.70%の見込み。)

令和3年度末時点の準備金残高は4.2兆円の見込み。

(図1) 保険料納付猶予申請額(介護分を含む)の推移



(図2) 令和2年度 1人当たり医療保険給付費の推移



令和3年度の介護保険料率と介護納付金について

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	10,074	10,343	10,983	R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79% R3年度保険料率： 1.80% 納付金対前年度比 ⇒ + 242
	国庫補助等	515	-	-	
	その他	-	-	-	
	計	10,589	10,343	10,983	
支出	介護納付金	10,671	10,303	10,544	
	その他	-	21	-	
	計	10,671	10,324	10,544	
単年度収支差		▲ 82	19	438	
準備金残高		▲ 485	▲ 466	▲ 28	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

介護保険の令和3年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和3年度は、令和2年度末に見込まれる不足分（466億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.80%（4月納付分から変更）とする。

（参考）

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

1.79%から令和3年4月以降に1.80%へ引き上げた場合の令和3年度の保険料負担の影響（被保険者1人当たり、労使折半前）

〔年額〕 428 円 （ 76,666円 → 77,094円） の負担増
〔月額〕 32 円 （ 5,728円 → 5,760円） の負担増

（注1） 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.387月とした場合の負担を算出したものである。

（注2） 「年額」は令和3年度の標準報酬月額（12か月分）と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額（1か月分）によって算定したものである。

令和3年度の三重支部保険料率

令和3年度の三重支部保険料率

三重支部の健康保険料率

9.81% (現行9.77%から+0.04%)

- ・平均保険料率は10.00% (据え置き)
- ・激変緩和措置は令和元年度末をもって解消
- ・変更時期は令和3年4月納付分 (3月分)

(参考) 標準報酬月額300千円の場合

健康保険料

[月額]

労使折半前 29,430円

折半額 14,715円

介護保険料率 (全国一律)

1.80% (現行1.79%から+0.01%)

介護保険料

[月額]

労使折半前 5,400円

折半額 2,700円

令和3年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.68	1
10.45	1
10.36	1
10.30	1
10.29	3
10.28	1
10.26	1
10.24	1
10.22	3
10.18	1
10.17	1
10.16	1
10.11	2
10.06	1
10.04	1
10.03	2
10.01	1
10.00	1
9.99	1
9.98	1
9.97	1
9.96	1
9.95	1
9.91	1
9.87	1
9.84	1
9.83	2
9.81	1
9.80	1
9.79	2
9.78	1
9.74	2
9.72	1
9.71	1
9.66	1
9.64	1
9.59	1
9.50	1

23

23

三重支部

三重支部

令和3年度都道府県単位保険料率の
令和2年度からの変化(暫定版)

令和2年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.15	+225	1
+0.13	+195	1
+0.11	+165	1
+0.10	+150	2
+0.08	+120	1
+0.07	+105	1
+0.06	+90	1
+0.04	+60	4
+0.03	+45	4
+0.02	+30	1
+0.01	+15	3
0.00	0	1
▲0.01	▲15	4
▲0.02	▲30	4
▲0.03	▲45	4
▲0.04	▲60	1
▲0.05	▲75	2
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	2
▲0.09	▲135	2
▲0.10	▲150	1
▲0.11	▲165	1
▲0.12	▲180	1
▲0.13	▲195	1
▲0.14	▲210	1

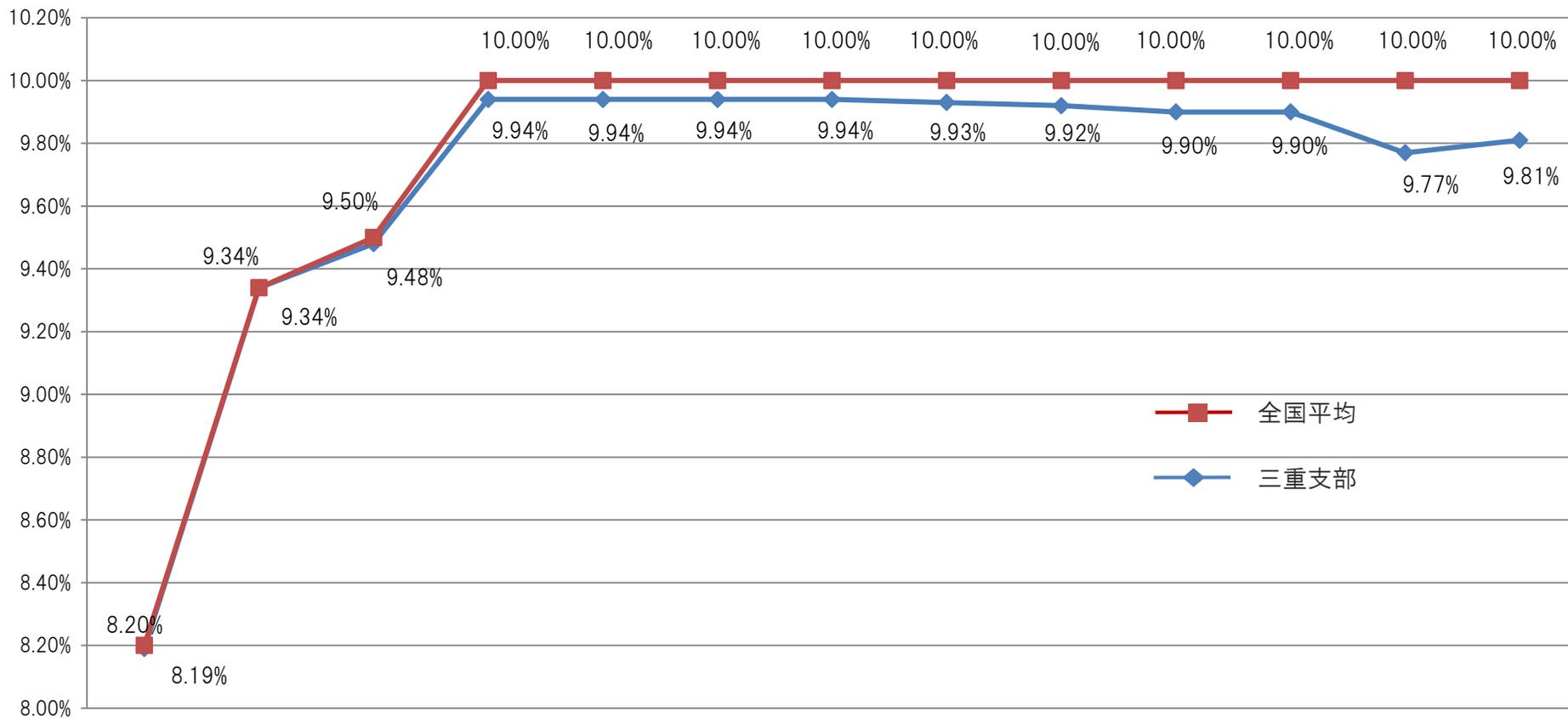
20

26

注1. 「+」は令和3年度保険料率が令和2年度よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。
 注2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担(月額、労使折半後)の増減である。

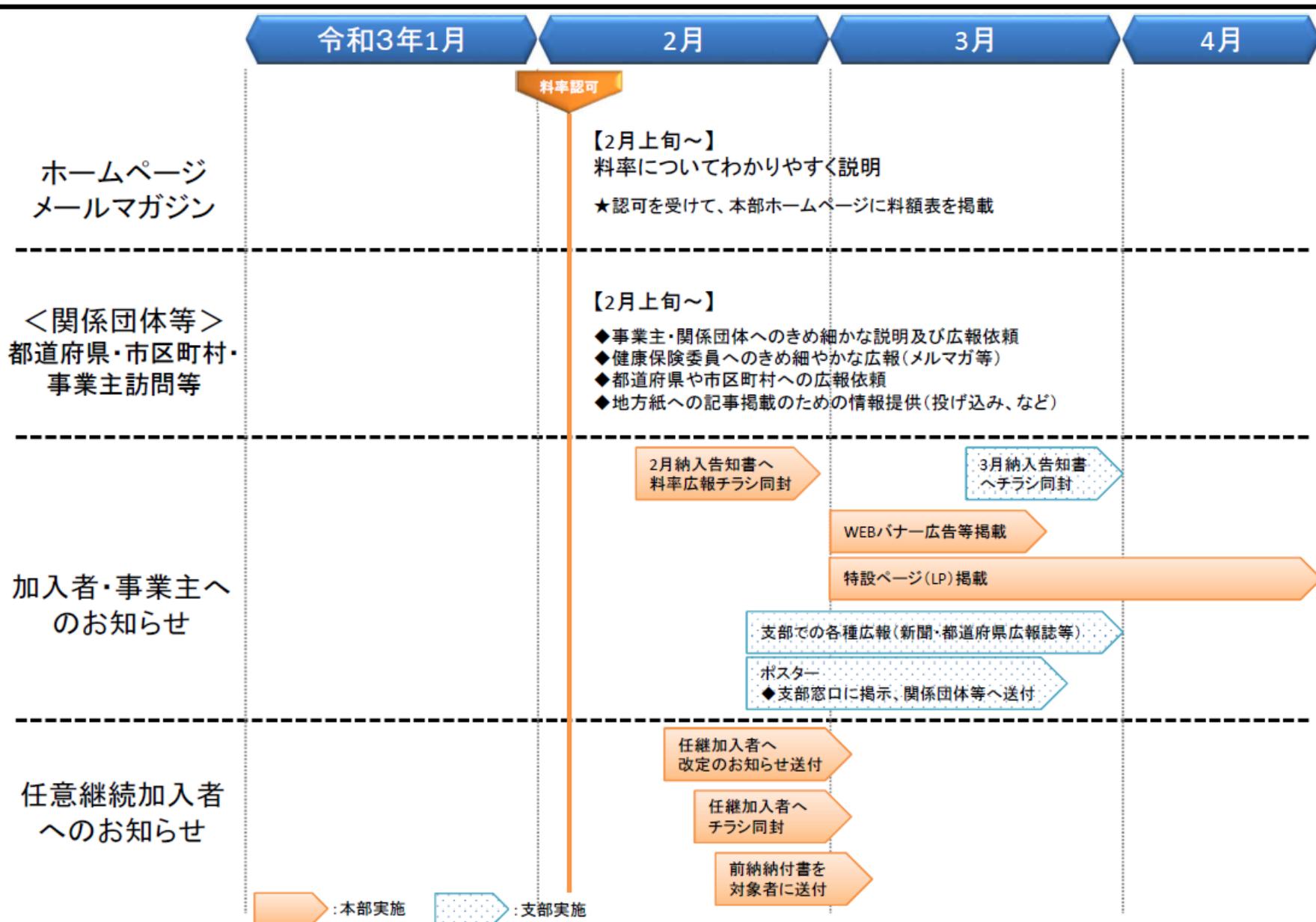
三重支部の保険料率の推移

○ 都道府県単位へ移行後、全国平均以下で推移している。



	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
三重支部	8.19%	9.34%	9.48%	9.94%	9.94%	9.94%	9.94%	9.93%	9.92%	9.90%	9.90%	9.77%	9.81%
全国平均	8.20%	9.34%	9.50%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%

令和3年度 保険料率改定に係る広報スケジュール



今後の三重支部評議会のスケジュール（現時点での見込み）

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	9/15		11/25	12/18 (12/24)	1/26	(2/25)	3/17
運営委員会	事業計画(令和3年度)						
	予算(令和3年度)						
	第5期アクションプラン						
	インセンティブ速報値(令和元年度)			インセンティブ制度に関する令和2年度実績の評価方法等			
	インセンティブ実績(令和元年度) 実績の評価方法等			成長戦略フォローアップを踏まえたインセンティブ制度に関する見直しの検討			
	平均保険料率				都道府県単位保険料率		
・論点 ・5年収支見通し				・平均保険料率の決定			
↑				↑			
10/15				1/14			
・評議会意見(保険料率・インセンティブ制度) ・支部保険者機能強化予算(案)				・支部長意見(保険料率) ・事業計画 ・予算			
平均保険料率				都道府県単位保険料率			
三重支部評議会	インセンティブ実績(令和元年度) 評価方法						
	支部の事業計画(令和3年度)						
	支部の予算(令和3年度)						
国・その他	薬価改定・介護報酬改定				政府予算案 閣議決定	保険料率の認可等	
	制度見直し検討(給付と負担の見直し等)						
							事業計画、予算の認可等

今後のスケジュール(予定)と実務上の手続き

- 12月18日 運営委員会（平均保険料率の方針決定）
- 12月21日 政府予算案（令和2年度）の閣議決定
- 1月13日～19日 支部評議会の開催
（都道府県単位保険料率の変更について意見を聴く）
- 1月20日 支部長から理事長への意見の申出【提出の期限】
- 1月26日 運営委員会（都道府県単位保険料率の決定）

料率変更について認可申請

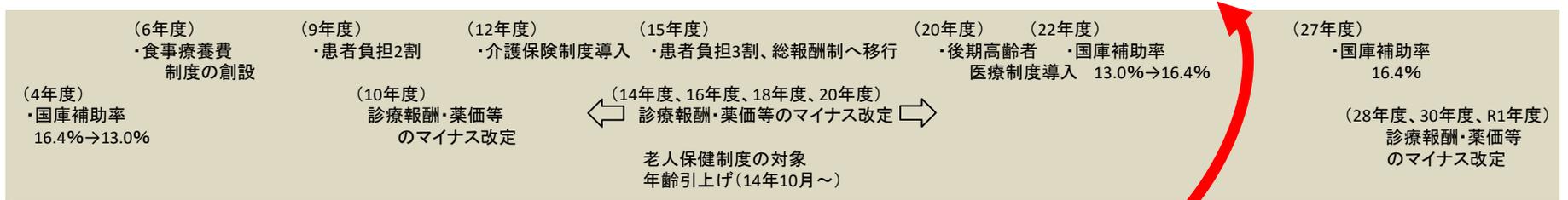
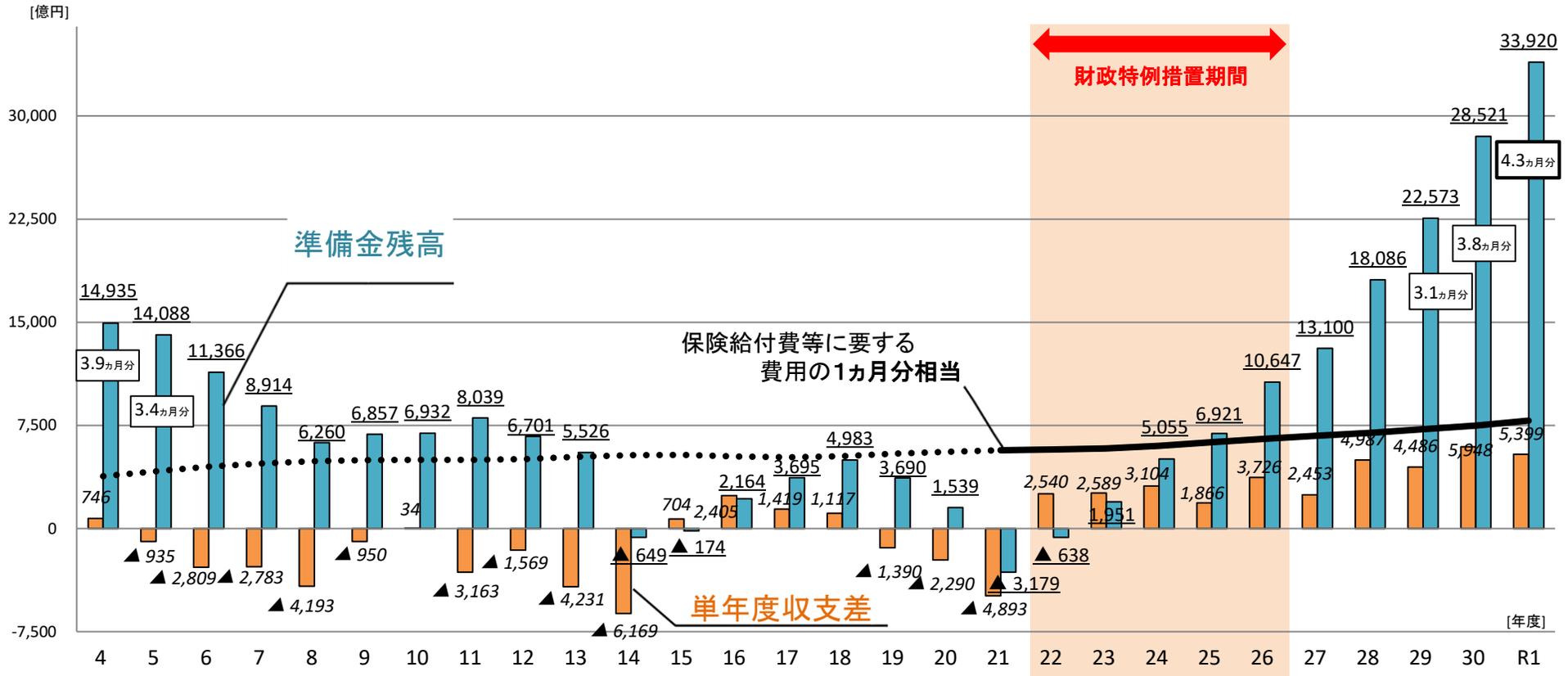
健康保険法

第160条

- 6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いたうえで、運営委員会の議を経なければならない。
- 7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。
- 8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

協会けんぽの動向

単年度収支差と準備金残高等の推移（協会会計と国の特別会計との合算ベース）

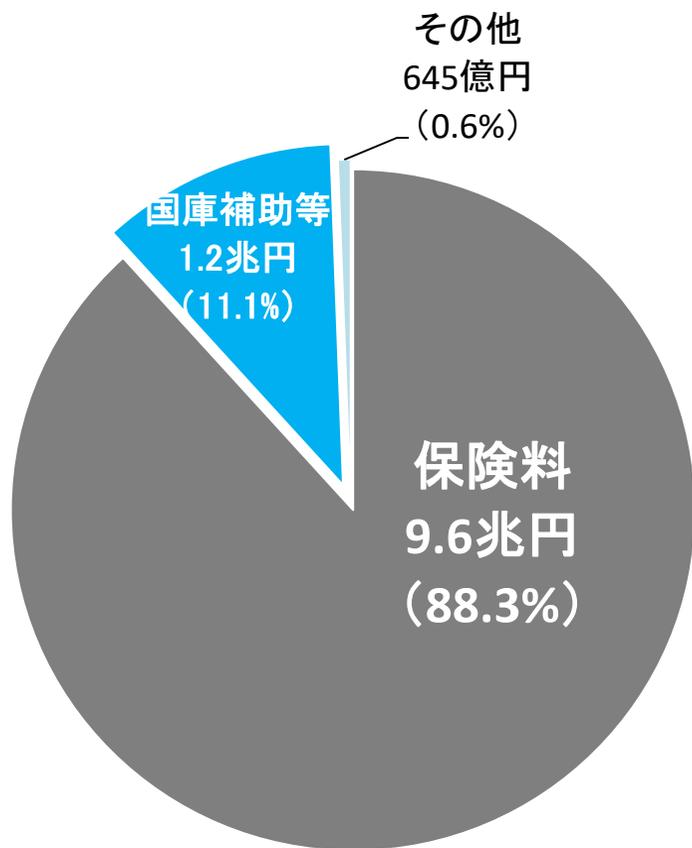


(注) 1.平成8年度、9年度、11年度、13年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
 2.平成21年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
 3.協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1ヵ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。

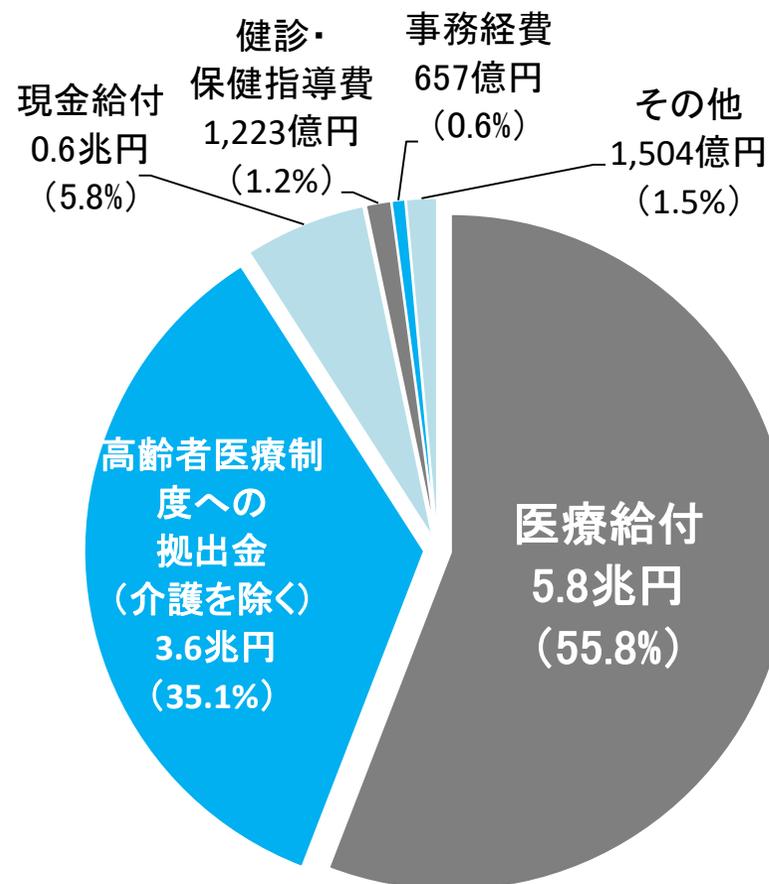
協会けんぽの財政構造(令和元年度決算)

○ 協会けんぽ全体の支出は約10.3兆円だが、その約4割、約3.6兆円が高齢者医療への拠出金に充てられている。

収入 10兆8,697億円

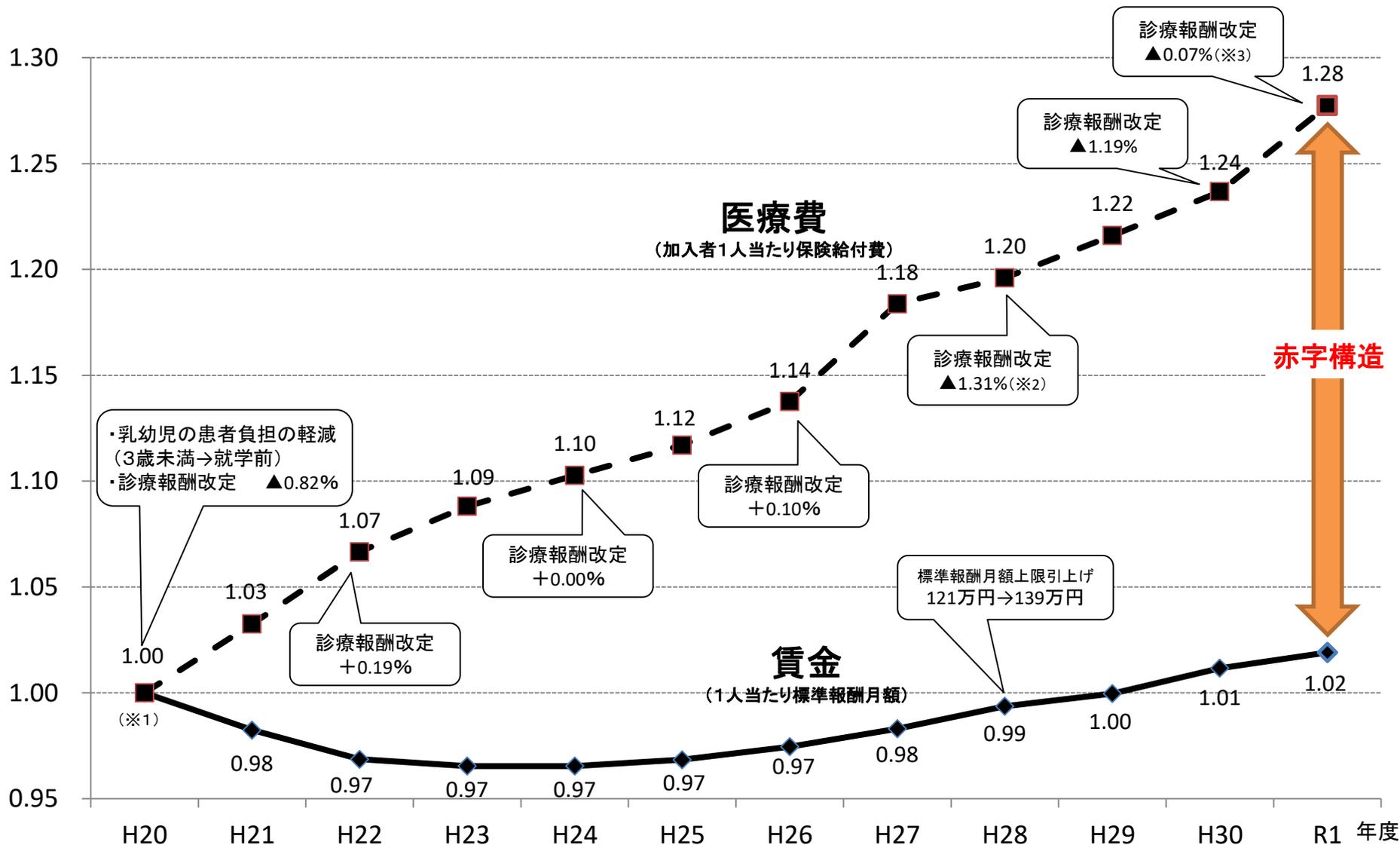


支出 10兆3,298億円



協会けんぽの保険財政の傾向

●近年、医療費（1人当たり保険給付費）の伸びが賃金（1人当たり標準報酬）の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造



(※1) 数値は平成20年度を1とした場合の指数で表示したもの。

(※2) ▲1.31%は、28年度の改定率▲0.84%に薬価の市場拡大再算定の特例の実施等も含めた実質的な改定率である。

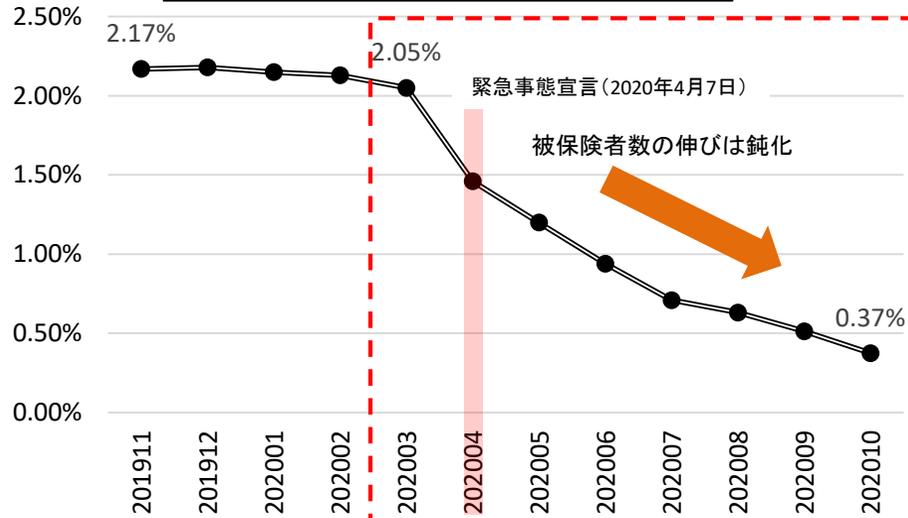
(※3) 消費税率10%への引き上げに伴い令和元年10月より改定。

被保険者数の推移

10月数値は速報値

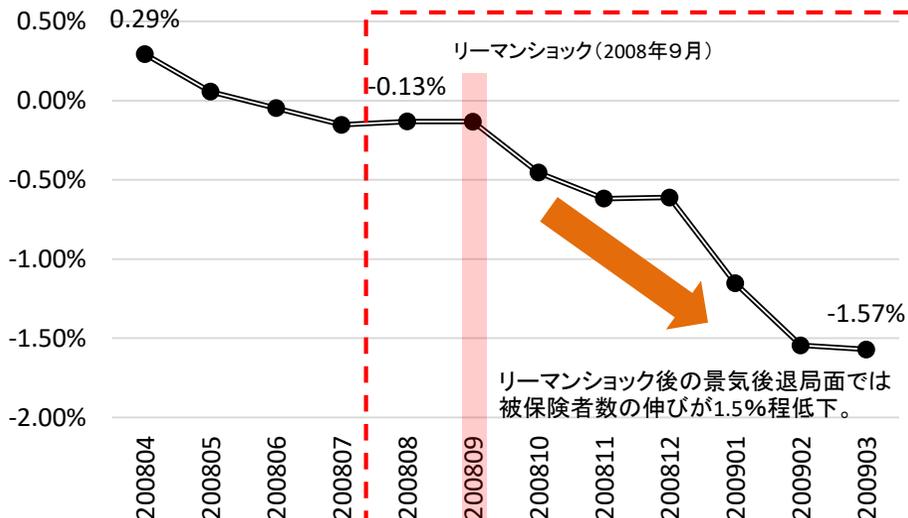
○ 近年の被保険者数の推移は、対前年同月比で見ると概ね2%で増加していたが、足元の令和2年4月から10月にかけて対前年同月比の伸びは鈍化しており、令和2年5月以降、被保険者数は減少している。

被保険者数の伸びの推移(対前年同月比)

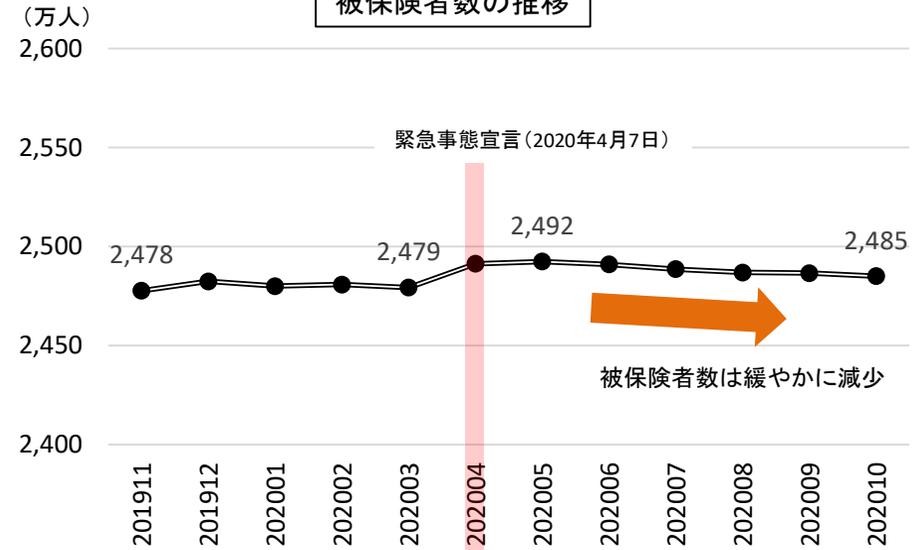


(注)令和元(2019)年11月から令和2(2020)年3月の比率は、解散した大規模解散健康保険組合の影響を除いて算出している。

<参考>リーマンショックの時期の被保険者数の伸びの推移(対前年同月比)

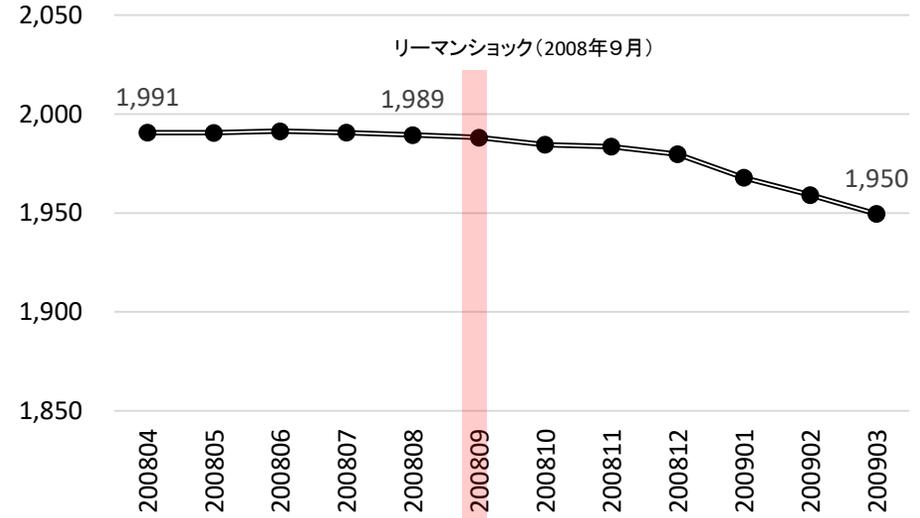


被保険者数の推移



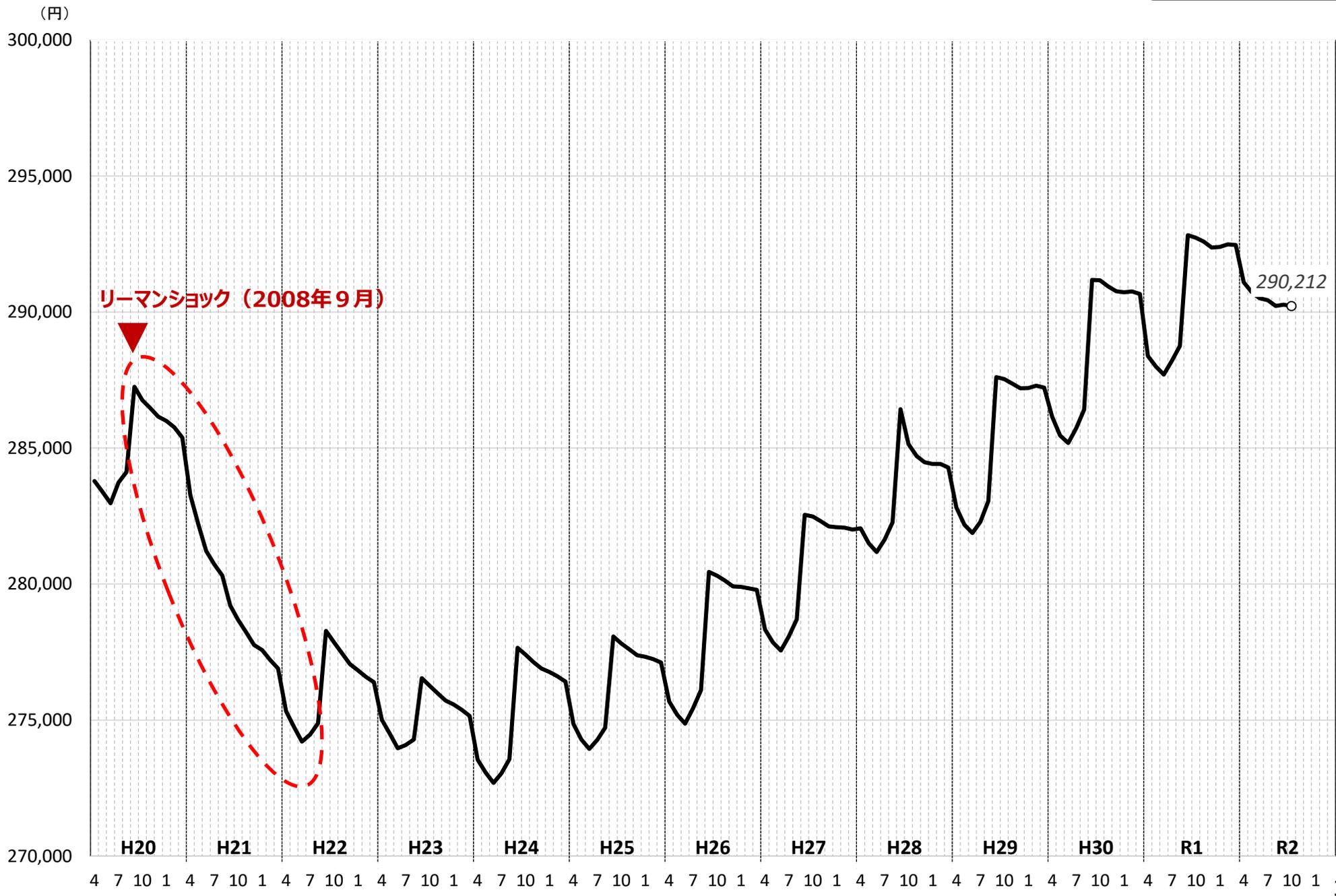
(注)令和元(2019)年11月から令和2(2020)年3月の数値は、解散した大規模解散健康保険組合を含む実数。

<参考>リーマンショックの時期の被保険者数の推移



平均標準報酬月額の経年の推移

10月数値は速報値



平均標準報酬月額推移

10月数値は速報値

○ 前年度3月の定年退職等や毎年度4月の新規採用に伴い、4月に平均標準報酬月額は一時的に減少し、その後4月から6月の給与総額を算定の基礎として9月に標準報酬の改定が行われ増加するのが一般的であるが、今年度は8月に比べ僅かに増加したものの、対前年同月比の伸びはマイナスに転じている。

